

明治仏教史概説 廃仏毀釈とその後の再生

明治仏教史 土屋詮教 著

明治仏教史の問題（抄） 辻善之助 著

書肆心水

明治仏教史概説 目次

明治仏教史

土屋詮教著

(東京帝大仏
教青年会編)

序 13

第一章 神仏判然廃仏毀釈の時期 (明治元年より同十年に至る約十年間)

17

第一節 神仏判然の御沙汰と排仏 18

第二節 寺院内神仏別置と合寺廃寺 25

第三節 廃仏毀釈とその反抗 30

第四節 大教宣布と諸宗会盟 39

第五節 両本願寺並びに他宗派勤王事績 49

第六節 教育施設及びその発達 51

第七節 三条教則の制定始末 54

第八節 各宗教団の重要変遷と監獄教誨 64

第二章 神仏分離各宗復興の時期（明治十二年より同二十二年に至る約十二年間） 70

第一節 神仏分離と太政官布達 71

第二節 教界の人物と外護者 74

第三節 学術と新研究の勃興 78

第四節 教育事情及びその施設 84

第五節 教団の状勢と人事概観 88

第六節 曹洞宗越能両本山問題 94

第三章 信教自由破邪顕正の時期（明治二十三年より同二十九年に至る約七年間） 97

第一節 信教自由と政教問題 98

第二節 破邪顕正仏教青年の運動 103

第三節 曹洞宗両山分離非分離の経緯 111

第四節 国粹主義と教育宗教衝突問題 117

第五節 世界宗教大会参列と軍隊布教 119

第六節 各宗派懇談会及び管長異動 123

第四章 研究旺盛各宗融和の時期（明治二十九年より同三十八年に至る約十年間） 126

第一節 教誨師問題と宗教法案否決 127

第二節 宗教政策と教学財政 135

第三節 自由討究と仏教文学芸術 141

第四節 各宗融和と教化事業 145

第五節 教団及び人事異動概要 150

第五章 仏教大会海外伝道の時期（明治三十九年より同四十五年に至る約七年間） 153

第一節 仏教徒大会と三教者会同及び伝道 154

第二節 明治最終の教界及び管長異動 165

第三節 明治天皇の洪大なる聖恩 168

第四節 諸宗派の梗概及び教勢 171

仏教諸宗派教勢（内務省明治三十七年調査による） 174

明治仏教史の問題（抄） 辻善之助 著

第一題 神仏分離と廃仏毀釈 183

一 神仏分離の発端 183

二 神仏分離廃仏毀釈の実況 185

三 寺院の廃合 201

四 廃仏に対する反抗運動 215

五 廃仏毀釈と政府の態度 223

六 廃仏毀釈の原由 238

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

明治仏教史概説

廃仏毀釈とその後の再生

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

凡例

- 一、本書は、土屋詮教著『明治仏教史』（東京帝大仏教青年会編、一九三九年、三省堂刊行）の全文と、辻善之助著『明治仏教史の問題』（一九四九年、立文書院刊行）の第一題を合冊にしたものである。
- 一、地の文では原則として新漢字・新仮名遣いで表記した。「拾」「廿」「卅」は旧漢字ではないが便宜的に「十」「二十」「三十」に置き換えて表記した。引用文か地の文かが曖昧な場合は地の文として扱った。
- 一、現今平仮名表記の方が一般的と考えられるものは平仮名に置き換えて表記した（例「併し」↓「しかし」）。
- 一、送り仮名を加減したところがある（例「因に」↓「因みに」）。
- 一、踊り字（繰り返し記号）は「々」だけを使用し、二の字点は「々」に置き換え、その他のものは文字に置き換えた。
- 一、読み仮名ルビは取捨および付加した。
- 一、些細な表記不統一はそのままに表記した（例「探險」「探検」）。
- 一、「（）」括りの注記は本書刊行所によるものである。
- 一、本書刊行所による「ママ」の注記は括弧に入れずに表記して元本にある「ママ」の注記と区別した。

明治
仏教
史

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

土屋
詮
教
著

序

明治維新の大変革から、大正の世界大戦期を経て、昭和の躍進日本、東亜新建設の現代に至るまで、最近世約七十有余年間は、日本文化史の最も複雑であり、変化あり、価値あり、興味ある時代で、我が国の急速なる発達進歩を実現するに至ったことは、ここに贅言する迄もないのである。政治に、経済に、教育に、軍事に、交通に、産業に、学術に、技芸に、あらゆる方面の進展を遂げた。

この時代における宗教界は非常なる大波瀾を観たので、神、儒、仏、基、その他種々の教宗派が、最初は互に破邪顕正を唱道し、それが信教自由の国憲に基き、人文社会各方面との関係が錯綜し、且つ変遷が急激で、起伏、消長、興廃、盛衰、これ程史的価値のあったことはない。なかんずく千数百年來我が国民の精神文化に与った仏教は、明治初年一時危機に瀕し、各宗教団、寺院、及びこれを伝承せる僧侶は、ほとんど破壊撲滅の憂き目に遭遇した。

けれども過去、現在、未来の三世に通じた大道を説いた四諦八正道をはじめ、大小二乗の仏教真理は、一部の偏見者によって絶滅し、解消し得るものではなかった。しかし安逸因襲に浸っていた各宗の僧侶は、激烈な政治改革の打撃を被ったのであるが、遂には仏教教理の中に国民の要求せる光明を、先ず識者間に認められ、有徳の教団人と、外護者との自覚と擁護とによって、仏教は欽明天皇の朝、仏像経論が日本に伝来してから、極東文化の母として、価値あったことを認め、むしろ国家がこれを保護し、改善し、興隆するこそ、学問上からも、芸術上からも、国家、社会、家庭における物心両面から見て、世界各国に誇るべきものであることが明瞭となった。ただしこれには教界人の覚醒、先覚大徳の奮闘的言論行動が与って力あった。更に欧米の日本文化研究家から暗示を得て、俄然頽勢を挽回することが出来たばかりでなく、精神文化の枢要な地位を占むるに至ったと謂うことが出来る。

斯く興味ある明治仏教史を始め、これに継ぐ大正、昭和、最近世の仏教の変遷を成るべく簡明に叙し、各時期の重要な事実と変遷との概要を、容易に把握し得るように努めた。そこで幸いにこの非常時に当り、過去の日本史実により、教団として、仏教徒として、将来東亜の新建設に、如何なる役割をなすべきか、はた又国家が、社会が、個人が、如何なる要望を以て仏教に対処すべきか、その参考資料ともならば、本懐とする所である。

昭和十四年十一月

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

紀
要
閣
に
お
い
て

土
屋
詮
教

七^ナ仏^ハ通^ハ誠^ハ偈^ス
諸^レ惡^ハ莫^ハ作^ス、
大^ニ無^ク量^ク壽^ク經^ヲ言^フ
修^メ己^ヲ潔^ク體^ヲ、
洗^シ除^シ心^ヲ苦^ヲ、
言^フ行^フ忠^ニ信^ニ、
表^ニ裏^ニ相^シ應^ス
衆^ノ善^ハ奉^ハ行^ハ、
自^ラ淨^ク其^ノ意^ヲ、
是^レ諸^ノ佛^ノ教^ヲ。

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第一章 神仏判然廃仏毀釈の時期（明治元年より同十年に至る約十年間）

仏陀の宣説した高遠なる宗教がインドに発生し、支那、三韓を経て欽明天皇十三年十月、我が朝に伝来してから、大日本帝国固有の民族性と調和し、精神的にも物質的にも、一般社会生活に極めて重要な機構を保持して来たのである。そして飛鳥、奈良、平安、鎌倉、室町、戦国時代を経て、江戸時代三百年の長い歲月には、仏教教団の因襲による弊風が極度に達し、三宝（仏、法、僧）の一として尊敬せらるべき僧侶の多くが、墮落、安逸、破戒の状態にあったことは、史乘に徴して明瞭な事実で、これが江戸時代末の排仏思想より、俄然明治は初年における廃仏毀釈の第一原因となった。それからかかる僧侶の弊風や、迷信や、権勢やに對し、徳川末期から国学家、儒者、神道家等の攻撃論が第二原因となり、何時かは爆発すべき機運が潜んでいたのである。けれども一面に朝廷、幕府、諸藩とも、国家を危うすると予想したキリシタン宗門伝播を防禦する政策として、仏

教諸宗に対し、それぞれ大小厚薄はあるが、これを優遇し、多数の檀家、信徒、土地及び大小伽藍を擁して、伝統的に神社仏閣における僧侶の権勢は、一面地方人民の上に御用役人たる観を呈した程であった、それが尊皇攘夷となり、王政維新となった政治的大変革に遭って、その枢機に参画した国学家、儒者、神道家により、祭政一致の見地から、従来神社と仏寺とは混淆し、神仏一体の神国であり、大乘仏教教義より宣説した行基や、空海や、最澄やなどの唱えた、本地垂迹説や、両部（金剛界、胎藏界）神道、又は山王一実神道等の教理は、これを空虚の妄説と認識され、これが第三原因となつて、遂に神仏判然の制裁となり、神社を支配して来た社僧を退け、寺院を廃合し、僧侶を帰俗せしめ、又は仏像仏具を破棄するに至つた。こうした原因から、恰も歐洲に行われたアイコノクラシックデイズタビース偶像破壊に等しい廃仏毀釈の大鉄槌を被つて、金襴緞子の袈裟けさほうえ法衣を着て、殿堂伽藍に安住していた僧侶達は、愕然として長夜の夢から覚醒したのが、即ちこの神仏判然廃仏毀釈の時期である。

第一節 神仏判然の御沙汰と排仏

明治維新徳川幕府の大政奉還により、神武天皇肇国の法に準じ、王政復古廢藩置県となり、四海一統の大変革が行われた。そこで政府は岩倉具視の顧問であつた玉松操（侍従山本公弘の長子で、幼時山城醍醐寺に入って僧となり、猶海と称して大僧都法印に任ぜられたが、僧律改革を唱えて衆

信と議合わず、還俗した大國隆正の門人）等の献策により、中古から神祇祭祀を軌範とし、仏教の教義によりこれを宣説奉行し来たった諸神、諸仏の祭祀式典（寺社奉行のもとで、別当社僧が支配した特典）を、ことごとく彼等の手から神祇官の手に収める政策が行われることとなったのである。

天地神明に対する明治天皇の聖慮は、『古事記』『日本書紀』等による日本神代史の皇祖天照大神を始め、天神地祇に祭政一致を誓わせられたものであったが、この国是によるものとして明治元年三月十三日には次の布告が発せられた。

此度 王政復古、神武創業ノ始ニ被_レ為_レ基、諸事御一新、祭政一致之御制度ニ御回復被_レ遊候ニ付テハ、先第一神祇官再興御造立ノ上、追々諸祭奠モ可_レ被_レ為_レ興儀、被_二仰出_一候。依テ此旨五畿七道諸国ニ布告シ、往古ニ立歸リ、諸家執奏配下ノ儀ハ被_レ止、普ク天下ノ諸神神主^{ねぎ}禰宜祝神部ニ至迄、向後右神祇官附属ニ被_二仰渡_一候間、官位ヲ初、諸事万端同官へ願出候様可_二相心得_一候事。

但尚追々諸社御取調、並諸祭奠ノ儀モ可_レ被_二仰出_一候得共、差向急務ノ儀有_レ之候者ハ可_二訴出_一候事。

かくして決河の勢いで、国中の神社や神官を、ことごとく神祇事務局に属せしめ、同十七日には社僧禁止の達令を、神祇事務局より諸社へ発した。

神祇事務局ヨリ諸社へ達 元年三月十七日

今般王政復古、旧弊御一洗被_レ為_レ在候ニ付、諸国大小ノ神社ニ於テ、僧形ニテ别当或ハ社僧_{なと}相唱ヘ候輩ハ、復飾被_二仰出_一候、若シ復飾ノ儀無_二余儀_一差支有_レ之之分ハ、可_二申出_一候。仍_レ此段可_二相心得_一候事。

但别当社僧ノ輩復飾ノ上ハ、是迄ノ僧位僧官返上勿論ニ候。官位ノ儀ハ追テ御沙汰可_レ被_レ為_レ在候間、当今ノ処、衣服ハ淨衣ニテ勤仕可_レ致候事。

右ノ通相心得、致_二復飾_一候面々ハ、当局ヘ届出可_レ申者也。

そこで地方により神社の別当、或は社僧を復飾還俗せしめることとなり、同二十八日にはいわゆる神仏判然の御沙汰と称する布告を見るに至った。

神祇事務局達 元年三月二十八日

一 中古以来、某権現或ハ牛頭天王之類其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不_レ少候。何レモ其神社之由緒委細ニ書付、早々可_二申出_一候事。

但勅祭之神社 御宸翰 勅額等有_レ之候向ハ、是又可_二伺出_一、其上ニテ、御沙汰可_レ有_レ之候、其余ノ社ハ、裁判、鎮台、領主、支配頭等ヘ可_二申出_一候事。

一 仏像ヲ以神体ト致候神社ハ、以来相改可_レ申候事。

附 本地_{なと}抔ト唱ヘ、仏像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘、仏具等之類差置候分ハ、早々取除キ可_レ申事。

右之通被^二仰出^一候事。

即ち権現、明神、菩薩以下の仏教に因める神号を撤去せしめ、両部神社から本地の仏体を除き、鰐口、梵鐘、仏具等の類一切社内に置くことを禁ずべしと命じた。そしてこれ等排仏の挙を敢行したのは神道家と儒者と国学家とであったが、当時主に神祇官の枢機に与ったのは、復古神道派の系統に属した者で、その画策が与つて力あり、従来別当、社僧の下風に立つた神職は時到来りとなし、仏像、仏具、経巻の類を取り出して或は破毀し、或は焼却し、狼藉を極め、伊勢、鹿島神領内、隠岐島、鹿児島藩領内の如き、完全に廃仏毀釈を実行したのである。而して当時何等信仰心なく、単に外形社僧であつた輩は、唯々諸々として彼等の処置に従つて、仏教の關係から離脱し、この機に乗じて自由な世俗の生活を営もうとしたものも少くなかつたのである。

これに関し政府の一部では、僧侶と犬猿だたならない社人に利用さるる実状に驚いた。殊に日吉神社司生源寺樹下茂国^{じゅげしげくに}等が、日吉神社の本体を撤去し、仏具を焼却する等の挙に出で、又諸国^{へん}辺^すの地でも、すこぶる乱暴の所業に出でんとしたので、同年四月十日次の布告が発せられ、この極端なる排仏の暴行を戒飭した。

諸国大小ノ神社中、仏像ヲ以テ神体ト致シ、又ハ本地^{など}扨ト唱へ、仏像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘、仏具等差置候分ハ、早々取除相改可^レ申旨、過日被^二仰出^一候。然ル処、旧来社人僧侶不^二相善^一、氷炭ノ如ク候ニ付、今日ニ至リ社人共俄ニ威權ヲ得、陽ニ御趣意ト称シ、実ハ私憤ヲ

仏教諸宗派教勢（内務省明治三十七年調査による）

天台宗		宗派		天台宗		宗派	
寺院		住職		寺院		住職	
三六一四		男 二一三四		一萬二八五三		男 七五七三	
五七二		女 二〇		御室派		女 三九	
四一四		男 一					
		女 三〇二					
		男 二〇					
管長事務所及び支所		檀徒		管長事務所及び支所		檀徒	
三三		男 四二万四九五四		四二		男 三万七五〇〇	
三五		女 四〇万六五二八		一		女 三万二四四四	
九		男 七四一八				女 五九万七八九〇	
		女 四六四五				男 三九万六八七六	
		男 三万七二四九					
		女 三万六八一					
信徒		信徒		信徒		信徒	
六二万一九七九		男 二八万一五一〇		男 五万三六四六		男 一四九万五二八〇	
二八万八二六〇		女 一二万八二六〇		女 六万四〇八八		女 九九万八八四九	
三万三二八五		男 一万〇二七八					
一万〇五〇一		女 一万〇五〇一					
学校		学校		学校		学校	
四		〇		〇		〇	
二六六		〇		〇		〇	
現在生徒		現在生徒		現在生徒		現在生徒	
四三							

所及び支所 九	二	一七四	所及び支所	一	四	一三〇	六一	一〇一	一	二
女男檀徒	女男	女男檀徒		女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男

明治仏教史の問題
(抄)

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

辻善之助 著

第一題 神仏分離と廃仏毀釈

一 神仏分離の発端

明治の仏教史は先ず神仏分離廃仏毀釈より始まる。

廃仏毀釈は神仏分離に伴うて起った現象である。神仏分離は、千有余年行われ来たった神仏習合の状態より脱して、神と仏とを判然別離せしむる為め、法令を以て之が施行を命じたことをいうのである。

そもそも仏教が我が国に渡来してより後、暫くの間は、我が国固有の神祇思想と衝突して、その為めに種々の紛争を惹き起したのであるが、その後、時を経るに従って、漸くその調和が成り、両者全く相混合し、ついには神仏同体本地垂迹の思想が民衆一般に深くしみこみ、広く行き互るよう

になった。その神仏同体の思想は、奈良時代においてその端を発し、藤原時代において大いに成熟し、鎌倉時代においては、学説としての組織をも見るようになった。爾来、室町江戸時代を通じて、この思想は永く行われ、民間信仰を支配し、神前に南無阿弥陀仏となえ、大般若経を読むなどのことは、到る所に行われたのであった。然るに明治初年に、神仏分離の令がたび出でてより、千有余年、民庶の信仰を支配したる神即仏という思想の形式は、一朝にして破壊せられ、これについて廃仏毀釈が盛んに行われ、歴史に富み由緒の深き神社仏閣が、この破壊的蛮風に荒らされたるものが少くないのである。

王政復古は神武の昔に復すというを以て理想として居た。これは岩倉具視の顧問となつて居た玉松操等の考えであつて、その持論は維新の政が建武中興に則るなどというようではだめである。太古に溯つて神武の御創業を法とすべしというにあつた。即ち天皇を中心として公卿これを補佐し、大名武士等はこれに属すべしというのであつた。既に神武の昔にかえすを以て理想とするが故に、自ら神道の復古を考えざるべからざるに至つた。ここにおいて神祇官の再興となり、神仏分離の計画が起さるるに至つたのである。

明治元年三月十三日の布告を以て、この度王政復古神武創業の始に基かせられ、祭政一致の制度に回復遊ばされるについて、先ず第一に神祇官再興あらせらるべき旨仰せ出された。依つて、この旨五畿七道諸国に布告し、普く天下の諸神社神主禰宜神部に至るまで、神祇官附属に仰せ渡さると

いたのであった。同月十七日を以て、神祇事務局より、諸社への達を以て、今般王政復古、旧弊御一洗在らせらるるにつき、諸国大小の神社において、僧形にて別当或は社僧などと唱うる輩は、復飾仰せ出された。もし復飾の儀、余儀なく差し支うるものは、申し出づべしと命じた。

ついで同月二十八日、太政官の布告が出た。その文は、

中古以来某権現或ハ牛頭天王之類、其外仏語ヲ以テ、神号ニ相称候神社不_レ少候、何レモ其神社之由緒委細ニ書付、早々可_三申出_二候事、（但書略ス）

一、仏像ヲ以テ神体ト致候神社ハ、以来相改可_レ申候事、

附本地^{など}抔ト唱へ、仏像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口梵鐘仏具之類差置候分ハ、早々取除キ可_レ申事、
というのであった。

この三月十七日・二十八日の二つの令が、いわゆる神仏分離の発端となったのである（本節の拠る所の史料はすべて明治維新

新神仏分離史料に取
載す。今一々註せず）。

二 神仏分離廃仏毀釈の実況

以下神仏分離に伴う廃仏毀釈の実例若干を掲げる。

（一）叡山坂本の日吉山王社^{ひえ}における分離についての暴挙は、殊に有名なるものである。分離令の
出るや、神官樹下茂国は時こそ来たれ、今や年来の宿憤を晴らすべき時機到来せりと、雀躍して

立ち上った。四月朔日、樹下茂国及び生源寺等の社司より、延暦寺執行代に対し、七社神殿の鍵の引渡しを申し込んだ。執行代は、これを一山の衆に報じたので、一山衆徒の大会議となり、衆議沸騰して、血気にはやる僧徒等は、みな殺気を帯ぶるに至った。執行代はこの実情を座主宮に言上し、その指揮を仰ぎ、双方問答往復数回に及び、容易に解決するに至らなかった。ここに社司側はもはや猶予ならず、この上は武力を以て決行せんとて、樹下茂国は生源寺社司及び部下の祝部に、同志の壮士三四十名並びに坂本村の人夫数十名を加えて一隊となし、槍棒などの兵器を携えて、山王七社の神域内に乱入し、直に神殿に昇り、殿扉の錠を捻じあけて、殿内に入り、神体なる仏像及び僧像始め経巻法器等いやくも仏臭い物件はことごとくこれを階下に投げ捨てた。その取り除いた数多の仏像法器は、これを二宮社前に集積し、土足をもて蹴り、或は槍の石突や棒もて突き碎くなど、乱暴狼藉を働いた後、終に火を放って焼き棄てたのであった。当時七社に涉って神体たる仏像及び経巻法具等の破毀焼棄せられた点数は百二十四点、その中に大般若經六百卷、法華經八卷等が一点に計算せられてあるから、これを個数にすれば数百点になる。なおその他に金属品で社人等が各自に持ち去った物が四十八点ある。

(2) 石清水においては、維新の際、社僧は皆復飾して、俗名に改め、急に妻帯することとなった。然るに、山上の諸坊は撤廃せられ、住宅もなく、諸大名の祈禱料は廃絶したから、日々の生活も支えられなくなり、大いに窮迫するに至った。そこで一同が協議して、本社 of 仏教関係の堂舎器